

(2) 投開票速報実施要領

第201800291301号
平成31年2月18日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長
(公印省略)

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙における投開票速報実施要領の制定について(通知)
平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙の投票速報及び開票速報については、別添の「鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙 投開票速報実施要領」により実施しますので通知します。
については特に下記事項に注意して、この速報が迅速かつ的確に行われますようお願いいたします。

記

1 一般的事項

- (1) 県選管への報告については、県選管が定めた様式又は予め県選管の了解を受けている様式により行うこと。
- (2) 帳票は明瞭に入力し、必ず入力者以外の者との読み合わせを行うこと。
- (3) 送信者は、ファクシミリ送信した後、送信機器の送信状況を確認すること。
- (4) 投開票連絡責任者は、県選管に予め報告した連絡用電話が受け取られるよう常時待機態勢を整えておくこと。
- (5) 送信は、迅速かつ正確に行い、決して忘れてたり遅れたりすることのないようにすること(速報事務に大きな混乱を起こすと同時に、報道機関への公表にも影響するため。)
- (6) 無効投票についても、速報を入れる必要があるので、注意すること。

2 投票速報

期日前投票及び不在者投票を含むものであるので、十分に注意すること。

3 開票速報

- (1) 開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う「確定報」と開票の中間状況を速報する「中間報」(4市のみの2種類があること)。
- (2) 4市の中間報については、鳥取県知事選挙にあつては21時30分から30分おきに、県議会議員選挙にあつては22時30分から30分おきに、それぞれ速報を入れること(例、21時30分については、21時20分から30分までの間に報告すること)。
なお、中間報は、「開票率0」の場合でも必ず行うこと。

4 無効投票速報

- (1) 無効投票速報は、鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙の開票速報(確定報)に引き続き、各選挙の無効投票の内訳をファクシミリにより報告すること。
- (2) 速報に当たっては、別添の「鳥取県知事選挙 無効投票速報発(受)信票」及び「鳥取県議会議員一般選挙 無効投票速報発(受)信票」により行うこと。

なお、速報の際は、併せて無効投票率

$$\left[\frac{\text{無効投票速報発信票「合計」}}{\text{開票速報「投票総数」}} \right] \text{も速報すること。}$$

この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めること。

5 訂正報

- (1) 訂正報告については、訂正後の数値を入力した帳票を印刷の上、帳票の余白に訂正理由を記入し、訂正箇所の当該数字の前に○印をつけて帳票の右上に「訂正後」と記入し、訂正前の数字が入った帳票の右上に「訂正前」と明記したものと併せて、県選管にファクシミリ送信すること。
- (2) ファクシミリ送信後、直ちに、電話により訂正を行う旨を連絡し、訂正箇所及び訂正を行う理由を報告すること。

6 ファクシミリ不通時等の速報

- (1) 機器の故障等でファクシミリによる報告ができない場合の報告については、電話により実施すること。
- (2) 機器等の故障に備えて、予め県が定めた様式を印刷して準備しておくこと。

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙 投開票速報実施要領

平成31年2月18日
鳥取県選挙管理委員会事務局

平成31年4月7日執行予定の鳥取県知事選挙（以下「知事選挙」という。）及び県議会議員選挙（以下「県議選挙」という。）は、次により実施します。

1 通常時の速報報告（ファクシミリ）

- ・各市町村からの当日有権者速報、投票速報、開票速報は、原則としてファクシミリにより行います。
- ・詳細については、下記のほか「鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙投開票速報におけるファクシミリによる投開票速報の報告について」（別途通知）を参照してください。
- ・県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）へファクシミリを送信した後は、機器の「送信結果」を表示するなどして、送信状況を必ず確認してください。
- ・予定時刻までに報告のない市町村に対しては、県選管事務局長の指示により、督促する場合があります。

(1) 当日有権者速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票前日12時まで	県選管にファクシミリにより報告

注) 送信前には、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。

(2) 投票速報（知事選挙、県議選挙）

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 各投票所からの報告の集計が終わり次第	県選管にファクシミリにより報告 (知事選挙、県議選挙の順)

注) 送信前には、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。

注) 知事選挙と県議選挙を混同しないようにしてください。

注) 報告数には、期日前投票、不在者投票を含めた数値を報告してください。

注) 当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち、選挙期日までに選挙権を有しなくなった者を含みます。

(3) 開票速報（知事選挙、県議選挙）

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 《開票速報》 各市町村の投票の点検、集計が終わり次第 《4市中間報》 知事選挙：21時30分から30分おき報告 県議選挙：22時30分から30分おき報告 (例：21時30分については、 21時20分から30分までの間に報告)	県選管にファクシミリにより報告 (知事選挙、県議選挙の順)

注) 送信前には、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。

注) 知事選挙と県議選挙を混同しないようにしてください。

注) 市町村における投開票状況の公表は、県選管に報告した後、各市町村選管において柔軟に対応してください。

(4) 訂正報

報告した数値に間違いを発見した場合は、直ちに訂正速報を下記のとおり行ってください。

ア 訂正理由を帳票の余白に記入し、数値を修正した上で、帳票の訂正箇所の該当数値の前に○印をつけて帳票の右上に「訂正後」と記入し、訂正前の帳票の右上に「訂正前」と明記したものと併せて、県選管にファクシミリ送信する。

イ アの直後に、電話により訂正速報を行う旨を連絡し、訂正箇所と訂正理由を報告する。

(電話番号：0857-26-7057/7580 ファクシミリ番号：下記3の(3)の番号)

(5) 無効投票速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 開票速報に引き続き	無効投票の内訳を県選管にファクシミリにより報告

注) 県選管は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機解除の指示を出しますので、開票速報責任者は、県選管からの解除指示があるまでは待機し、緊急連絡が取れるようにしてください。

注) 報告に当たっては、「鳥取県知事選挙 無効速報投票速報発(受)信票」及び「鳥取県議会議員選挙 無効投票速報発(受)信票」により行ってください。

注) 速報の際は、併せて無効投票率(=無効投票速報発信票「合計」÷開票速報「投票総数」)も速報してください。この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めてください。

(6) 推定投票率速報 (知事選挙)

- ・推定投票率速報は、次の速報投票区において、ファクシミリによらず、県選管からの電話聞き取りにより実施します。
- ・実施方法については、「鳥取県知事選挙 推定投票率速報要領」により行ってください。

市町村名	速報投票区名	投票所施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校	鳥取市寿町907
米子市	第8投票区	米子児童文化センター	米子市西町133
倉吉市	第5投票区	倉吉市立西郷小学校体育館	倉吉市下余戸114
境港市	第1投票区	境港市渡公民館	境港市渡町1356-1
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美町大字浦富2539-15
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター	八頭町富枝10-1
琴浦町	第11投票区	赤碕地区公民館	琴浦町大字赤碕1547-5
大山町	中山第3投票区	大山町役場中山支所	大山町赤坂66
日南町	第2投票区	日南町役場	日南町霞800

2 非常時の速報報告 (電話による報告)

機器の故障などファクシミリによる報告ができない場合は、次により報告してください。

- (1) 県委員会に対して、ファクシミリによる報告ができない旨と現在の状況を連絡してください。
(連絡先は1の(4)訂正報の場合と同じ)
- (2) 報告は電話による読み上げで行います。まずは、報告する内容(知事選挙か県議選挙か、投票速報か開票速報か)を伝え、県担当者の指示により、各項目の数値を読み上げてください。
読み方は、「4527(よんせん ごひゃく ふたじゅう なな)」という要領とし、県担当者からは、「よんご にい なな」という要領で反復します。

注) 集計ソフト等を活用している場合で、ファイルの作成や帳票の出力も出来ない際には、予め県が定めている統一様式に記入してください。

3 問い合わせ先等

- (1) 投・開票速報の報告に関する質疑

投開票当日以外	投開票当日
(0857)26-7581/7058	(0857)26-7057/7580

- (2) その他管理執行に関する質疑
(0857)26-7058/7061

- (3) 報告用のファクシミリ番号
市 (0857)26-8129
町村 (0857)26-8107